

第1回

鴻巣市上下水道事業運営審議会 (下水道事業)



令和7年7月10日

議題 (1) 審議会の進め方



1. 審議会開催の理由

「鴻巣市公共下水道事業経営戦略改訂版」

令和5年度 上下水道事業運営審議会（下水道事業） 諮問



審議会で審議

令和6年度 上下水道事業運営審議会（下水道事業） 答申

答申：「使用料収入で汚水処理費用を賄いきれず、一般会計からの補助金に依存した事業運営となっている。地方公営企業における経営の基本である独立採算における事業運営を実現されたい。そのためには、受益者負担の原則にのっとり、一般会計からの補助金に依存しない事業運営を図るとともに、財源確保のため、早急に適正な下水道使用料の検討をしていただきたい。」



令和7年度 上下水道事業運営審議会（下水道事業） 諮問

「適切な下水道使用料について」

1. 審議会開催の理由



令和7年2月5日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市上下水道事業運営審議会（下水道事業）
会長 矢島 光男



鴻巣市公共下水道事業経営戦略改訂版（案）について（答申）

令和6年2月13日付け鴻経第555号により諮問を受けた、鴻巣市公共下水道事業経営戦略改訂版（案）について、当審議会でも慎重に審議した結果を下記のとおり答申します。

記

当審議会は、令和6年2月13日に「鴻巣市公共下水道事業経営戦略改訂版（案）」について諮問を受け、計4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

諮問された経営戦略改訂版（案）は、「鴻巣市下水道事業経営戦略（平成31年3月）」策定以降の公共下水道事業の現状と課題を把握するとともに、将来の人口減少や、老朽化を踏まえた施設の更新需要、維持管理費の反映を行いました。

また、基本理念である「豊かな自然と快適で安心な暮らしを未来へつなぐ 鴻巣の下水道」を実現するため、持続可能なサービスの提供が可能な事業計画の見直しを図られています。

さらに、各施策の推進によりSDGsの達成を目指すものとなっており、令和10年度までの事業計画としておおむね適切な計画であると認めます。

なお、経営戦略で示す事業計画の推進にあたっては、当審議会及びパブリックコメントで寄せられた意見・要望を尊重し、次の事項について十分配慮されることを要望します。

【基本方針（5）経営の安定化】

将来にわたり持続可能なサービスの提供が求められる中、更なる人口減少により使用料収入の減少が予測され、今後も厳しい経営状況が見込まれている。接続率が上がれば、使用料収入が増え経営状況の改善につながることから、下水道の供用が開始された区域については、速やかな接続を促して接続率の向上を図られたい。

また、使用料収入で汚水処理費用を賄いきれず、一般会計からの補助金に依存した事業運営となっている。地方公営企業における経営の基本である独立採算による事業運営を実現されたい。そのためには受益者負担の原則にのっとり、一般会計からの補助金に依存しない事業運営を図るとともに、財源確保のため、早急に適正な下水道使用料の検討をしていただきたい。

2. 審議会の目的

【目的】 上下水道事業の健全な運営を図るため

【根拠】 地方自治法第138条



【委員の役割】 市長の諮問に応じ調査及び審議を行う

【根拠】 鴻巣市上下水道事業運営審議会条例第2条

(1) 水道料金及び下水道使用料の改定に関すること

(2) その他重要な上下水道事業の運営に関すること

【任期】 諮問に係る審議が終了するまで

【審議内容】 鴻巣市の適正な下水道使用料について

3. 日程

第1回 令和7年7月10日（木）

【委嘱式】

委員委嘱、紹介、正副会長選出、市長諮問挨拶

【審議会】

- ・ 審議会の進め方について
- ・ 鴻巣市公共下水道事業について

第2回 令和7年8月8日（金）

- ・ 鴻巣市下水道事業の現状と課題
- ・ めざすべき使用料水準について
- ・ 目標の達成方法について

3. 日程

第3回	令和7年10月	使用料の現状分析・使用料体系の検討
第4回	令和7年11月	使用料の現状分析・使用料体系の検討
第5回	令和8年1月	答申案のとりまとめ
答申	令和8年3月	市長への答申（会長・副会長）

4. 場所

鴻巣市役所 本庁舎4階 大会議室

5. 会議の公開

- 原則、会議は公開し、傍聴を認めます。
- 審議会の配布資料及び議事録は、会議終了後に市のホームページに掲載します。また、市政情報コーナーに設置します。

6. 委員の出席

- 審議会開催通知は、開催日が確定後、速やかに行います。
- 代理出席はできません（欠席の場合は事前に連絡をお願いします）

7. 会議資料の事前配布

- 会議資料は、あらかじめ委員へ提供します。

8. 審議の進め方

【審議の仕方】

《事務局説明》

○事務局が議題を説明

《委員間審議》

○事務局と委員間の内容確認などの質疑応答

○委員間で意見を述べ合い、審議を重ね、必要に応じて事務局または委員からの案を追加・修正

○会長が会議毎に、審議会としての方向性を確認

「聞いてみたい鴻巣市の下水道事業 質問書」

ご意見、ご質問がありましたら事前に会議開催の1週間前までに、
経營業務課にFAX、メール、持参にて提出をお願いします。



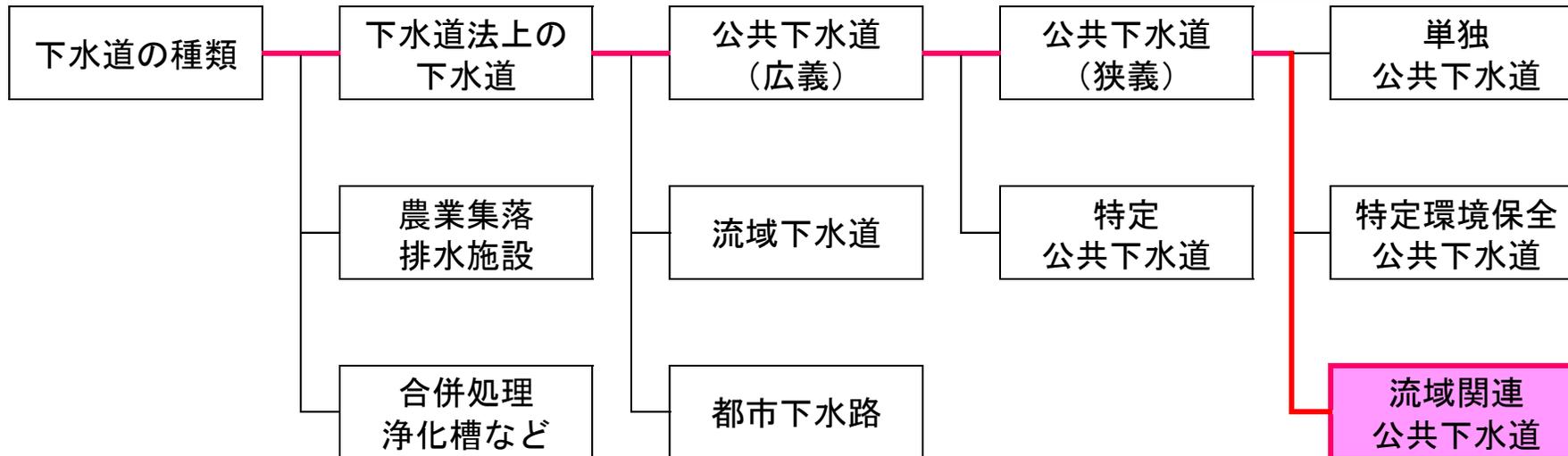
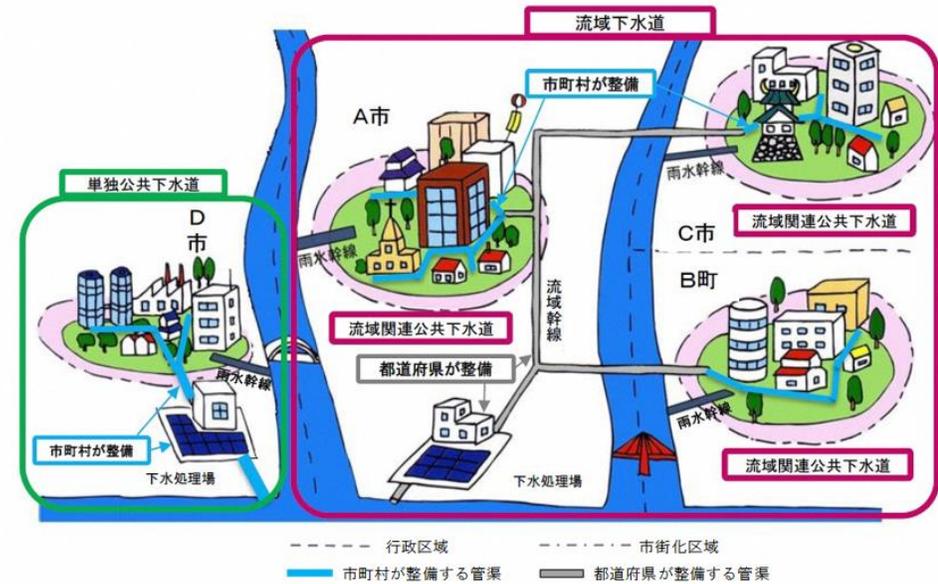
議題（2）

鴻巣市公共下水道事業について



1. 下水道事業とは

(1) 下水道の種類



1. 下水道事業とは

(2) 下水道事業の目的

生活環境の改善	公共用水域の水質保全	浸水被害の軽減
		
汚水処理することで、衛生的で快適な生活環境を創造・維持します。	汚水の浄水し、川や海に戻すことで、水質の汚濁を防ぎ、生態系を守ります。	雨水を効率的に貯留・排除することで住民の生命と財産を守ります。
汚水処理	汚水処理	雨水排除
地震時でも対応	将来も継続的に実施	ゲリラ豪雨対策に
耐震化対策	老朽化対策	浸水対策

2. 鴻巣市の公共下水道事業

(1) 排除方式

- ① 分流式を採用し、下水道管は汚水専用と雨水専用に分かれています。
- ② 汚水は、熊谷市、行田市、北本市、桶川市、鴻巣市の5市で広域化を図り、埼玉県の終末処理施設で処理されています。
- ③ 雨水は、局所的豪雨から浸水被害を軽減する目的で雨水管渠や雨水調整池を整備し、市民の財産・生命を守る仕組みとしています。



2. 鴻巣市の公共下水道事業

(2) 公共下水道事業の概要

供用開始（昭和56年4月1日）後44年経過（45年目）

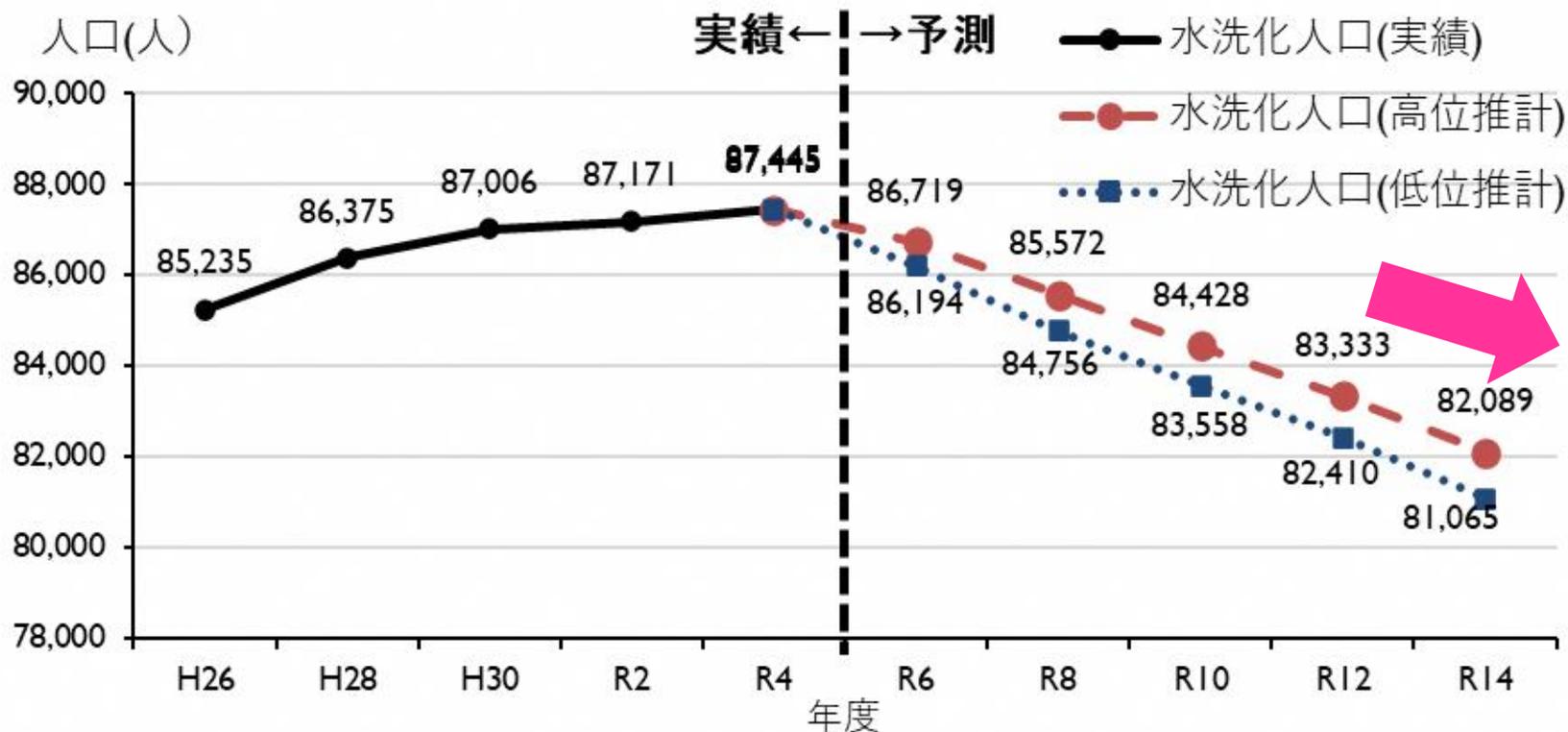
項目	単位	年度										平均	増減
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)		
整備面積	ha	1,412	1,417	1,427	1,435	1,448	1,464	1,481	1,492	1,497	1,504	1457.7	↑
整備率	%	92.3	92.6	93.2	93.8	94.6	95.7	96.8	97.5	96.7	97.2	95.0	↑
行政人口	人	119,494	119,194	119,076	119,048	118,974	118,512	118,170	117,895	117,578	117,661	118,560	↓
処理区域内 人口(18)	人	90,906	90,981	90,966	91,327	91,646	91,934	92,064	92,009	91,957	92,147	91,594	↑
普及率	%	76.1	76.3	76.4	76.7	77.0	77.6	77.9	78.0	78.2	78.3	77.3	↑
水洗化人口(19)	人	85,222	85,235	85,613	86,375	86,669	87,006	87,422	87,171	87,249	87,445	86,541	↑
水洗化率	%	93.7	93.7	94.1	94.6	94.6	94.6	95.0	94.7	94.9	94.9	94.5	↑
有収水量(20)	千 m ³	9,012	8,919	8,945	8,970	9,026	9,097	9,016	9,340	9,274	9,190	9,079	↑
有収率(21)	%	80.0	78.9	79.7	80.2	78.7	83.3	79.6	80.3	81.3	80.6	80.3	↑

2. 鴻巣市の公共下水道事業

(3) 主な課題

①人口減少に伴う水洗化人口等の減少

下水道事業は、市民の皆様が使用した下水道使用料により運営をされています。現在、日本では少子高齢化が顕著となっており、鴻巣市も例外ではありません。行政人口の減少により、処理区域内人口や水洗化人口の減少が見込まれることから、効率的かつ合理的な下水道事業が求められています。



2. 鴻巣市の公共下水道事業

(3) 主な課題

②施設の老朽化

供用開始後44年が経過し多くの老朽化施設の改築と膨大な改築費用が必要な状況になっています。埼玉県内では、下水道管渠劣化に起因する大規模災害が発生していることから、老朽化対策が不可欠です。



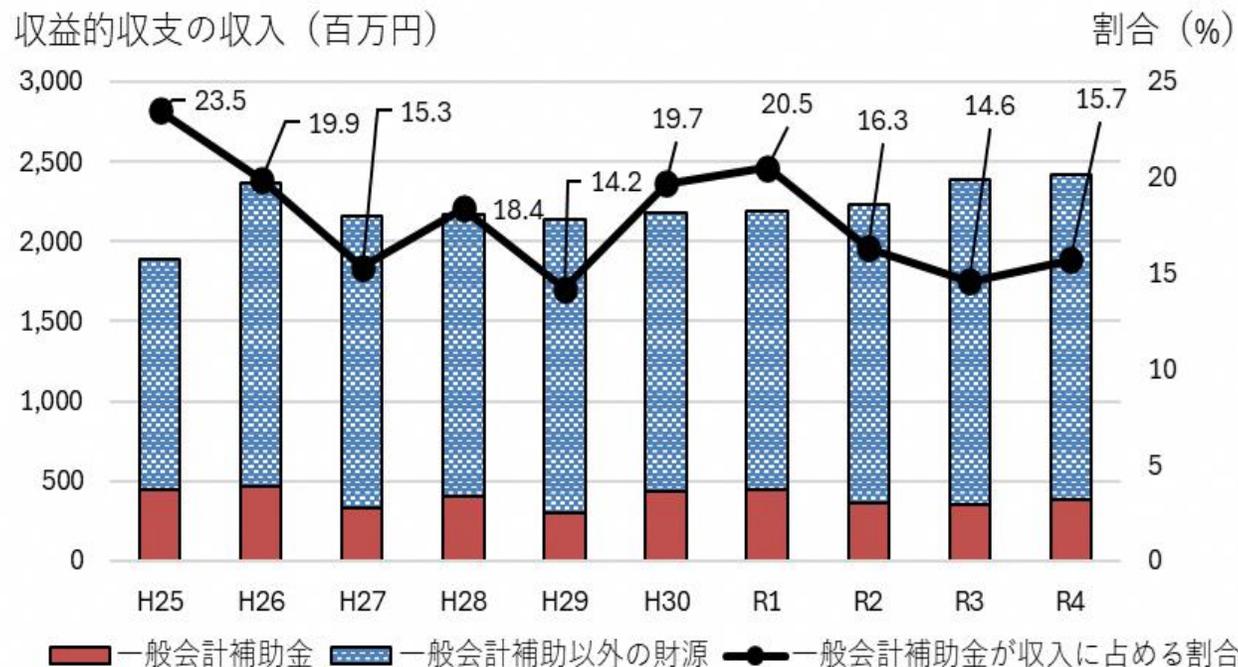
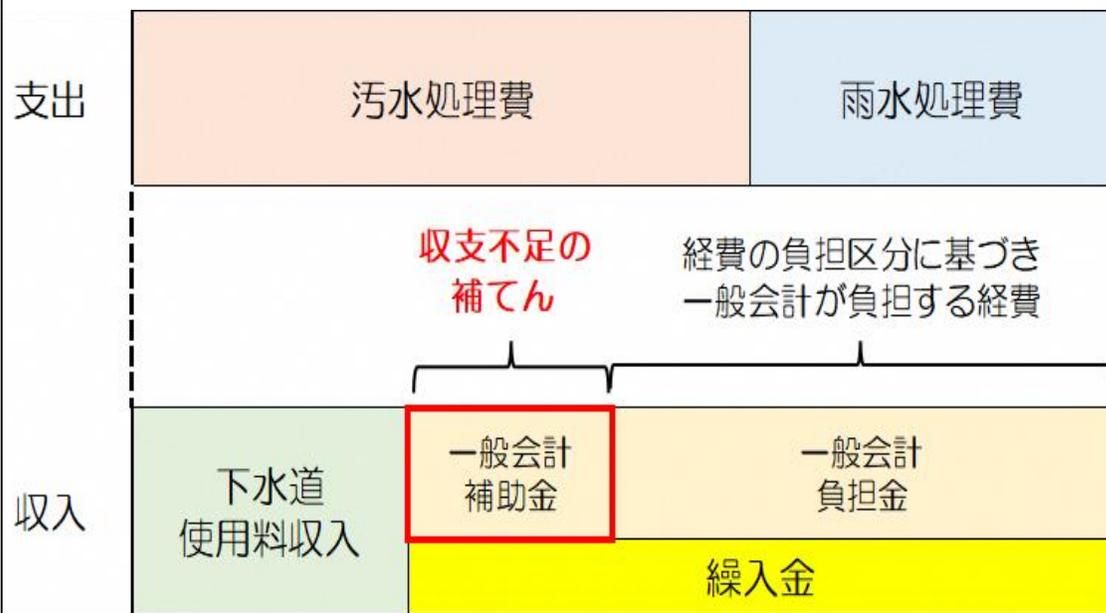
「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」第2次提言より引用

2. 鴻巣市の公共下水道事業

(3) 主な課題

③ 一般会計からの繰入金の状況

公共下水道事業は、公営企業として使用料収入をもって経営を行う独立採算を基本原則としています。しかし収支不足を補うため、経理の負担区分に基づかない補助金を繰り入れているのが現状です。一般会計からの繰入金に依存しない、健全な財政運営が求められています。

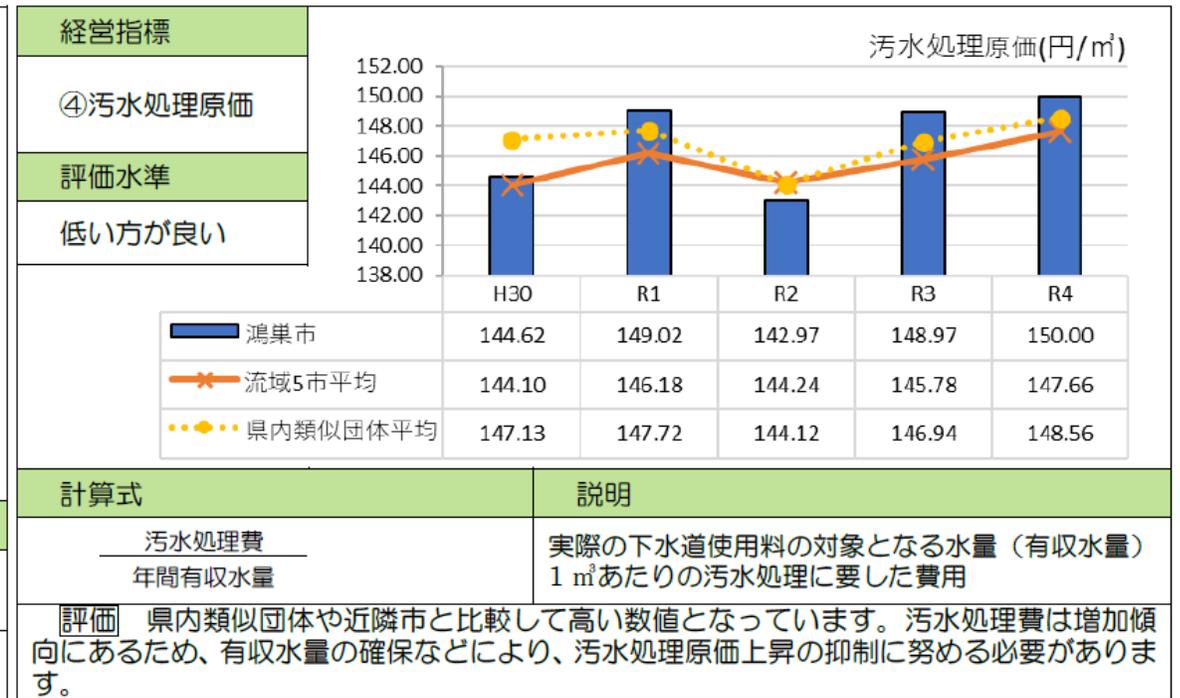
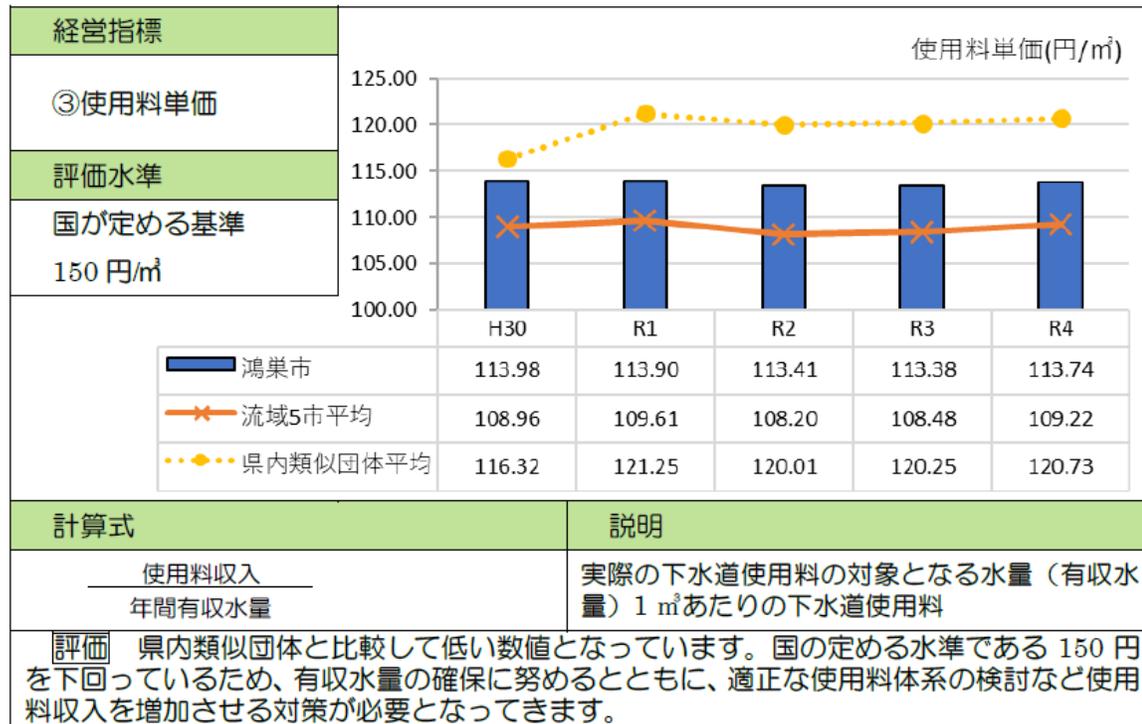


3. 経営状況

(1) 経営の効率性 ～「使用料単価」と「汚水処理原価」～

使用料単価 (113.74円/m³) < 汚水処理原価 (150.00円/m³)

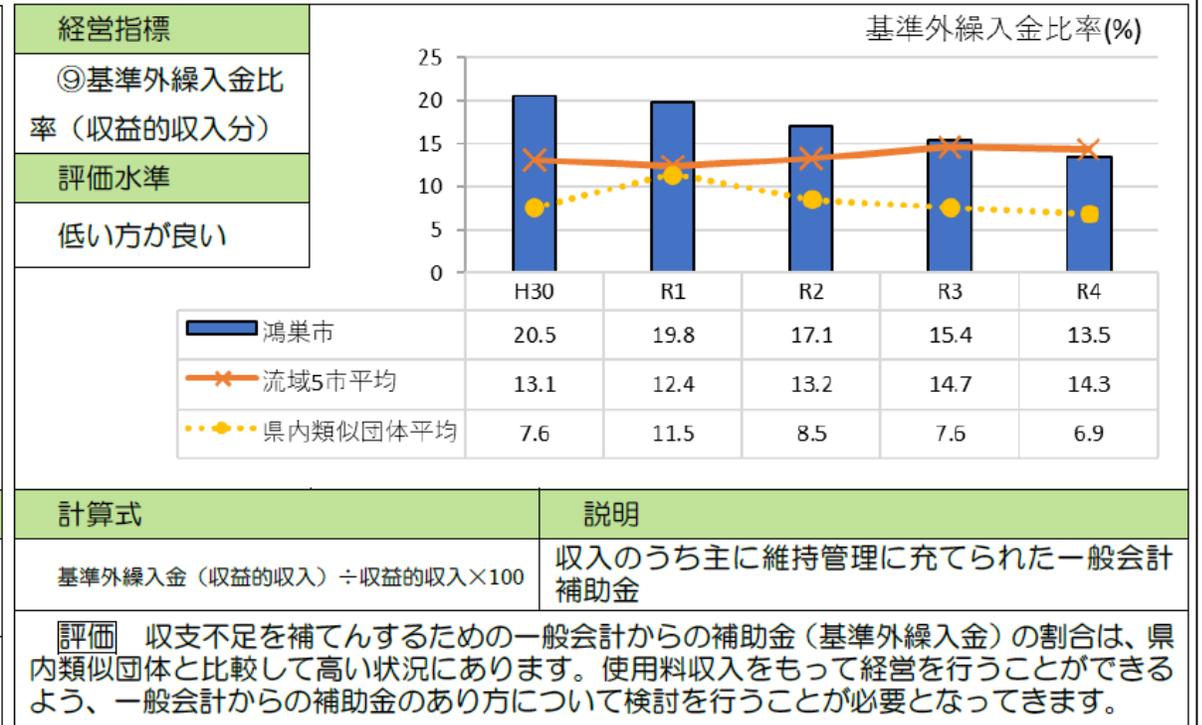
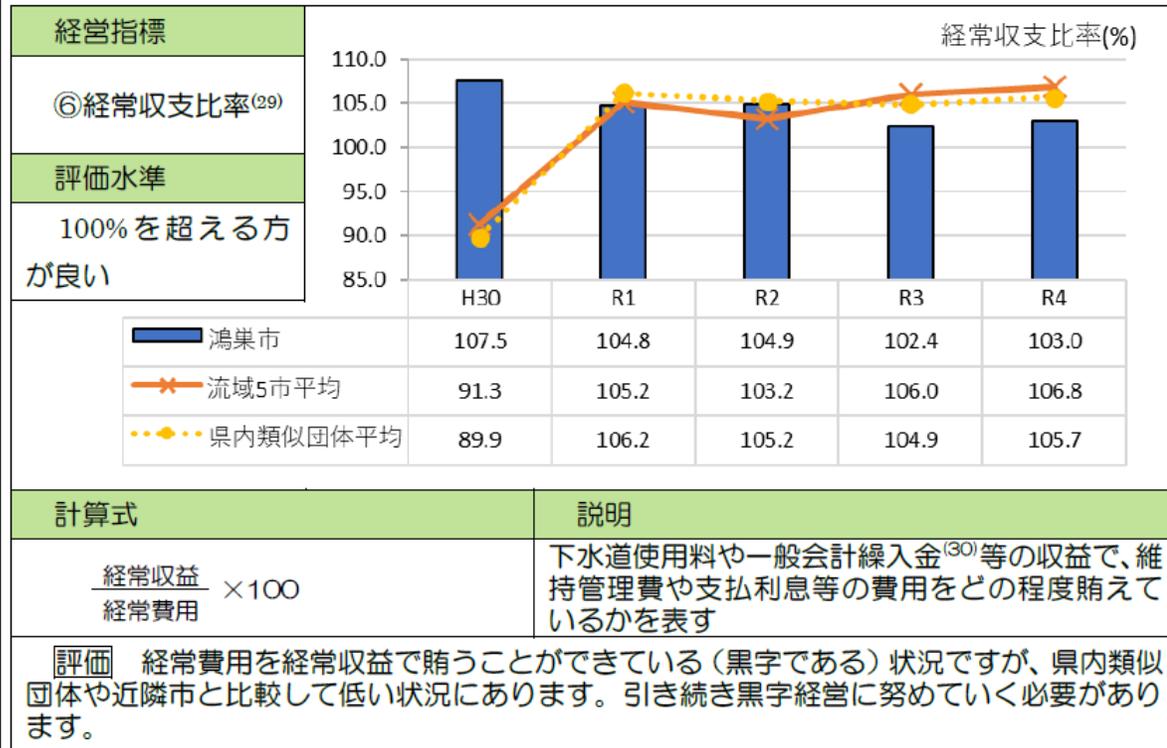
令和4年度は、1 m³の汚水を処理するための費用が150円であった一方で、1 m³あたりの使用料収入 (住民負担) は113.74円であり、不足額を一般会計から補填している状況でした。



3. 経営状況

(2) 財政の健全化 ～「経常収支比率」と「基準外繰入金比率」～

経常収支比率は100%を超えているもの、基準外の繰入金に依存している傾向がうかがえます。



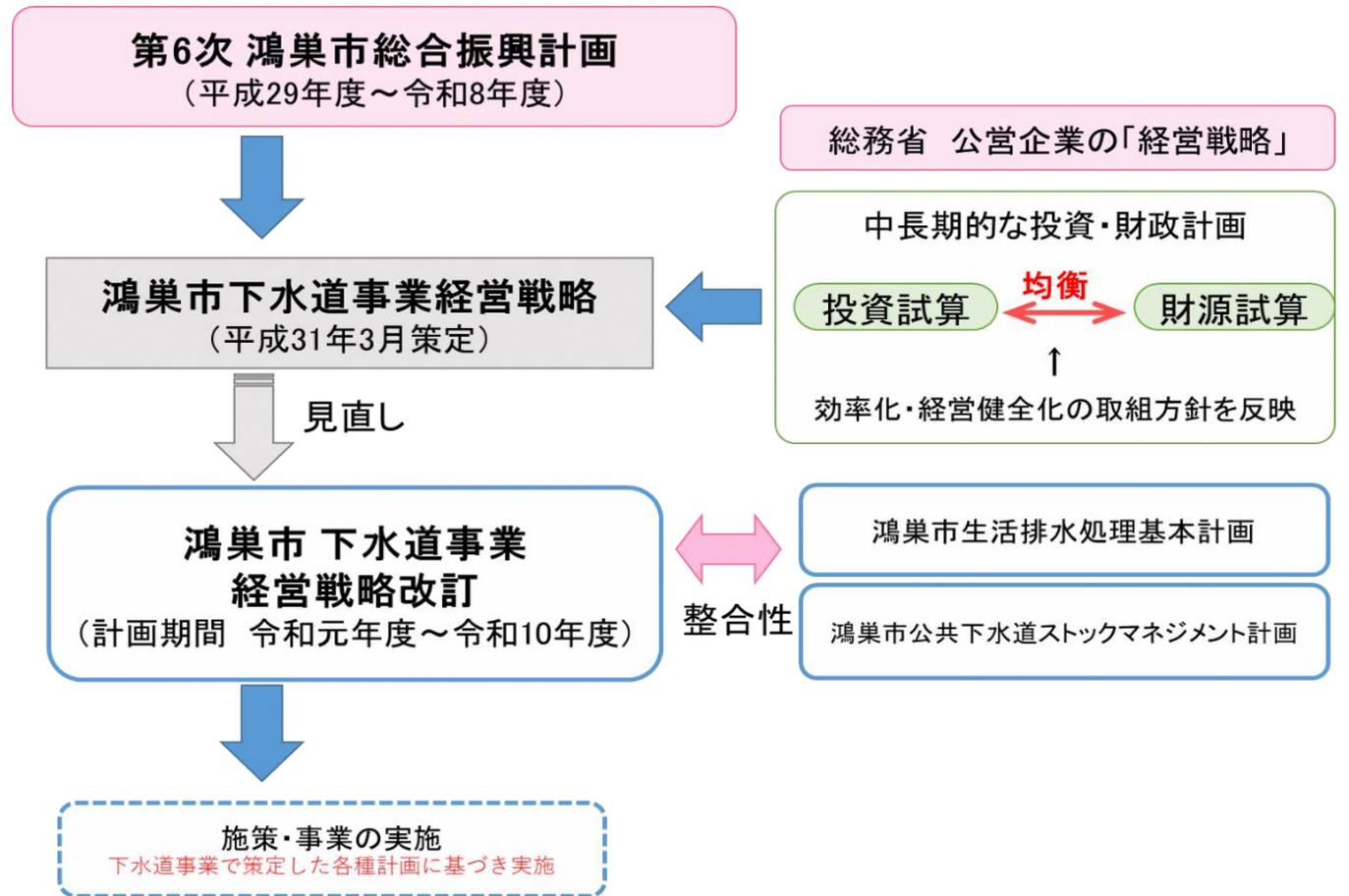
4. 経営戦略とは

経営戦略とは、中長期的な経営の基本計画を定めたものです。

具体的には、投資資産（施設・設備投資の見通し）等の支出と財源資産（財源の見通し）を均衡させた投資・財政計画（収支計画）を策定したものです。

鴻巣市公共下水道事業の経営戦略における計画期間は、令和元年度から令和10年度の10年間です。

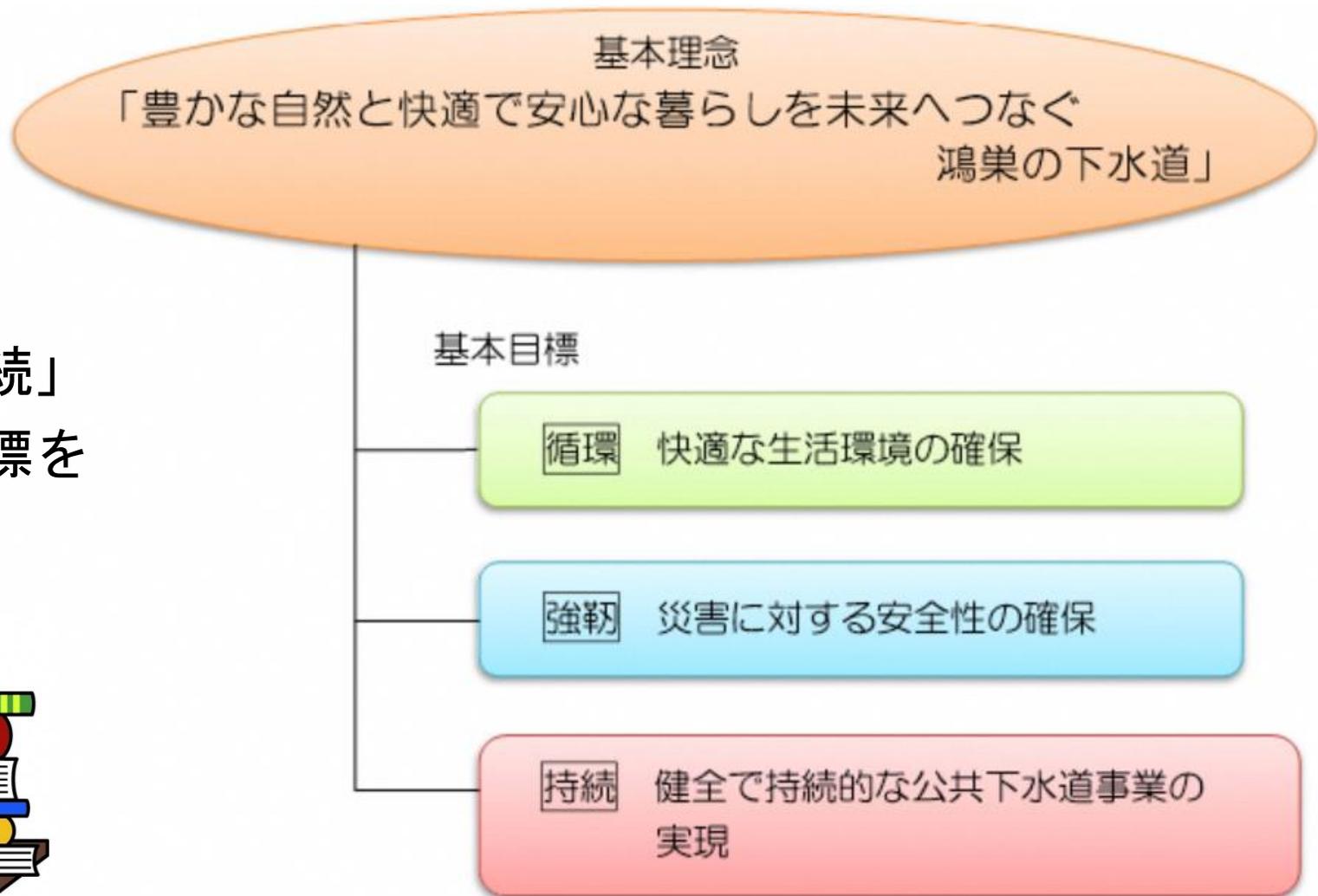
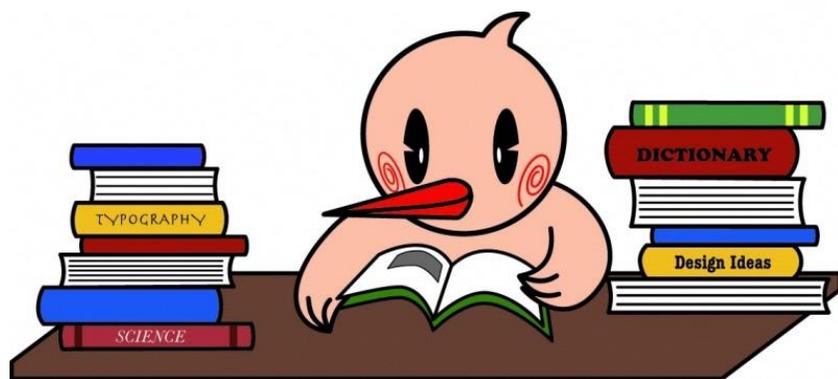
令和6年度には、将来予測等の見直しを行うとともに、取組の進捗管理と一定期間の成果を検証・評価した上で、改訂を行いました。



5. 経営戦略の基本方針と施策

(1) 基本理念と基本目標

基本理念を達成するため、
「循環」「強靱」「持続」
の3つの側面から基本目標を
定めています。



5. 経営戦略の基本方針と施策

(2) 基本方針と施策

基本目標を達成するため、
基本方針と施策があります。

主な施策

【循環】

- 未普及地区の解消
→事業計画区域(1,551ha)
の污水整備

基本目標	基本方針	施策
循環 快適な生活環境の確保	(1) 未普及地区の解消	ア) 污水管整備の継続
	(2) 浸水に対する備え	ア) 雨水対策施設の整備
イ) 下水道施設の耐水化		
強靱 災害に対する安全性の確保	(3) 地震に対する備え	ア) 総合地震対策計画の策定
		イ) 下水道施設の耐震化
		ウ) 下水道 BCP の継続的運用
持続 健全で持続的な 公共下水道事業の実現	(4) 施設の老朽化対策	ア) スtockマネジメントの推進
	(5) 経営の安定化	ア) 接続率の向上(戸別訪問)
		イ) 下水道使用料の見直し
		ウ) 適正な資金管理
		エ) 有収率の向上
	(6) 管理体制の効率化	ア) 組織体制の維持
		イ) 広域化(共同化)の推進
ウ) 民間活用の推進		
(7) 広報活動	エ) 技術継承	
	ア) 下水道情報の発信	

5. 経営戦略の基本方針と施策

(2) 基本方針と施策

主な施策

【強靱】

- 雨水対策施設の整備 →大間調整池の増設、雨水幹線の整備
- 下水道施設の耐水化 →耐震化等を含めた総合的な対策の検討
- 総合地震対策の策定
- 下水道施設の耐震化 →耐震化する幹線の抽出

【持続】

- ストックマネジメントの推進 →計画的な点検・調査、修繕・改築の実施
- 適正な下水道使用料の検討 →適正な下水道使用料について検討
- 広域化（共同化）の推進
→農業集落排水施設との接続を進めるべく、施設の統廃合の検討
- 下水道情報の発信
→積極的な広報活動を通して、市民の理解や協力を得る

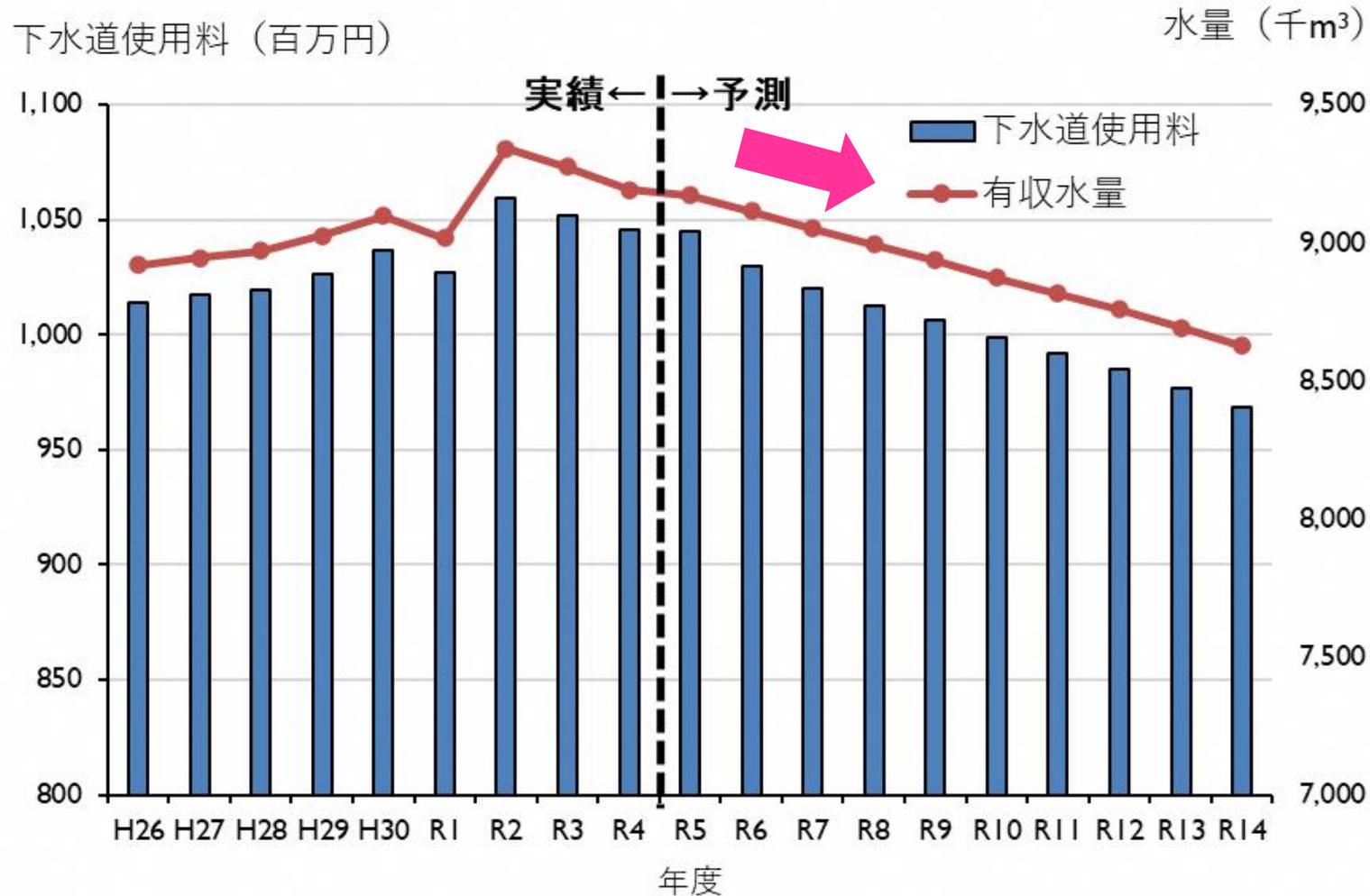
5. 経営戦略の基本方針と施策

(3) 事業計画

基本目標・基本方針	施策	前期 2019- 2023	後期 2024- 2028	次期以降 2029～	基本目標・基本方針	施策	前期 2019- 2023	後期 2024- 2028	次期以降 2029～
快適な生活環境の確保 循環					健全で持続的な公共下水道事業の実現 持続				
未普及地区の解消	汚水管整備の継続	実施	整備継続		施設の老朽化対策	ストックマネジメントの推進	実施	調査・点検の継続	
							実施	計画に基づく修繕・改築	
災害に対する安全性の確保 強靱					経営の安定化	接続率の向上（戸別訪問）	実施	戸別訪問の継続	
浸水に対する備え	雨水対策施設の整備	実施	整備継続			下水道使用料の見直し	検討	検討	検討
	下水道施設の耐水化	計画策定	実施			適正な資金管理	実施	財源の適正化	
地震に対する備え	総合地震対策計画の策定	検討	計画策定	更新		有収率の向上	実施	不明水対策の継続	
	下水道施設の耐震化	検討	検討	実施	管理体制の効率化	組織体制の維持	実施	継続	
	下水道 BCP の継続的運用	実施	更新・継続			広域化（共同化）の推進	検討	施設の統廃合	
					民間活用の推進	検討	ウォーターPPPの導入		
					技術継承	実施	講習会への参加等の継続		
					広報活動	下水道情報の発信	実施	継続	

6. 使用水量（有収水量）の見通し

- ・ 将来の行政人口の減少は、水洗化人口の減少につながり、下水道有収水量は減少します。この結果、下水道使用料収入の減少につながります。



7. 経営状況の見通し

(1) 投資財政計画

(単位：千円)

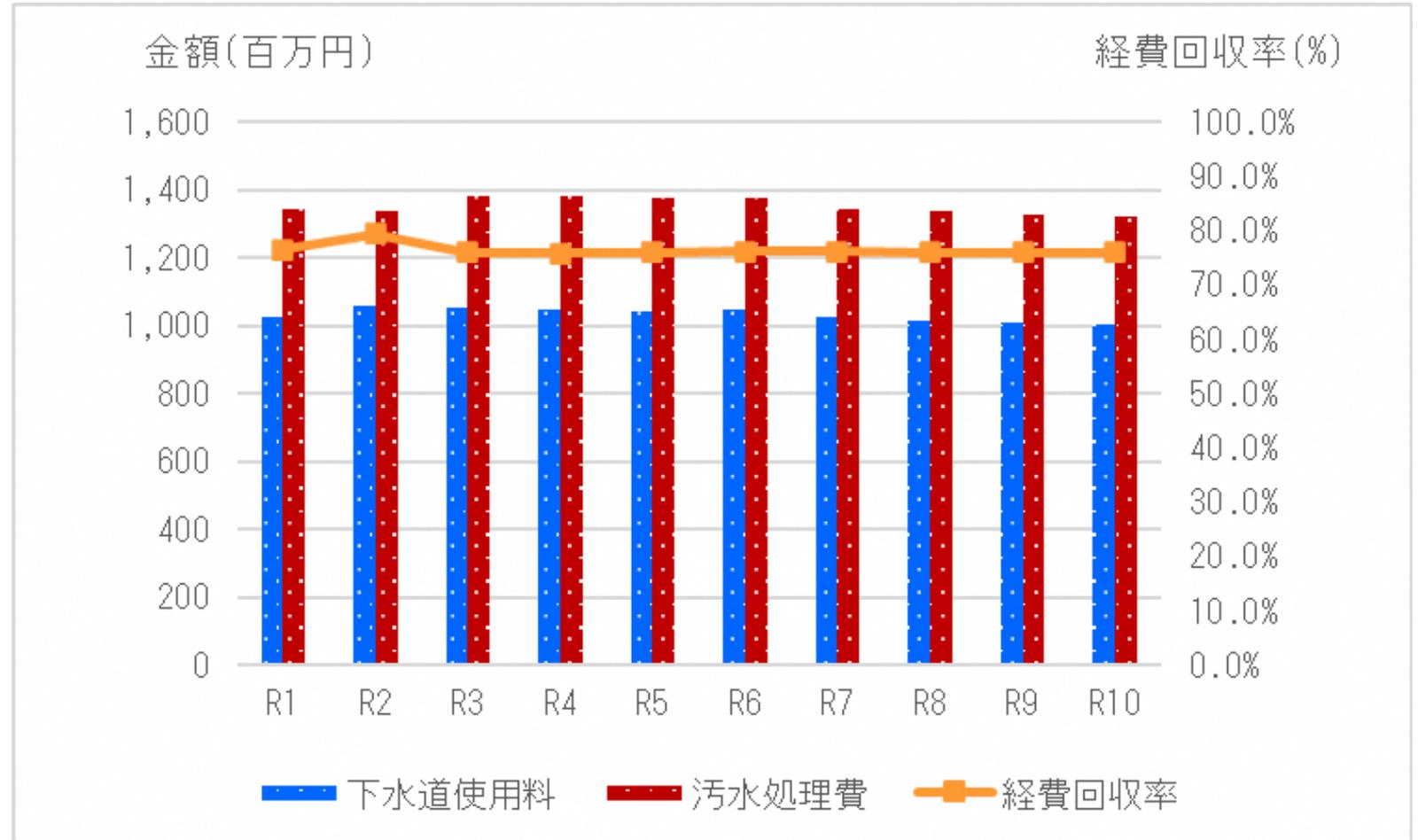
区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
収益的 収入	下水道使用料	1,026,940	1,059,265	1,051,489	1,045,334	1,045,213	1,044,000	1,029,230	1,022,579	1,016,120	1,008,902
	使用料見直し案									1,367,460	1,391,006
	他会計負担金	145,643	217,418	274,911	278,614	436,067	379,847	426,113	537,801	549,820	605,175
	他会計補助金	449,821	364,909	347,940	379,218	241,019	378,035	489,000	390,000	436,000	384,000
	使用料見直し案									61,000	0
	長期前受金戻入	562,357	572,961	693,205	694,687	631,770	637,003	567,143	567,948	567,001	569,786
	その他	6,818	18,379	14,893	14,833	24,898	17,284	16,213	16,213	16,213	16,213
	収入計(A)	2,191,579	2,232,932	2,382,438	2,412,686	2,378,967	2,456,169	2,527,699	2,534,541	2,585,154	2,584,076
使用料見直し案									2,561,494	2,582,180	
収益的 支出	維持管理費	647,210	690,610	729,644	710,832	699,801	827,206	837,928	836,513	883,188	878,246
	減価償却費	1,228,082	1,242,993	1,421,380	1,471,397	1,466,259	1,486,623	1,505,029	1,517,705	1,524,906	1,534,345
	支払利息	216,442	195,808	175,724	159,931	145,288	138,514	125,050	120,695	113,718	106,720
	支出計(B)	2,091,734	2,129,411	2,326,748	2,342,160	2,311,348	2,452,343	2,468,007	2,474,913	2,521,812	2,519,311
当年度純利益(又は 純損失)(A)-(B)	99,845	103,521	55,690	70,526	67,619	3,826	59,692	59,628	63,342	64,765	
使用料見直し案									39,682	62,869	

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
資本的 収入	企業債	635,900	604,900	989,600	630,700	616,800	448,900	523,100	261,300	176,000	353,800
	他会計負担金	63,124	60,551	57,329	50,988	46,048	45,238	40,635	66,127	91,674	89,882
	他会計補助金	381,533	377,231	309,925	286,266	117,039	0	0	0	0	0
	国・県補助金	229,300	174,900	475,500	228,950	131,900	92,850	228,400	200,500	181,900	346,400
	その他	40,635	37,389	24,105	32,973	29,577	200,261	11,453	101,340	102,728	8,896
	収入計(C)	1,350,492	1,254,971	1,856,459	1,229,877	941,364	787,249	803,588	629,267	552,302	798,978
	繰り返し財源(D)	67,300	67,300	62,000	96,780	53,500	0	0	0	0	0
	総計(E)=(C)-(D)	1,283,192	1,187,671	1,794,459	1,133,097	887,864	787,249	803,588	629,267	552,302	798,978
資本的 支出	建設改良費	894,103	847,327	1,506,124	1,055,712	959,408	884,119	937,111	902,025	868,655	1,189,587
	企業債償還金	1,082,022	1,054,708	1,038,138	1,040,974	971,489	900,566	825,455	786,083	731,716	694,496
	その他	0	0	0	0	0	2,500	500	500	500	500
	支出計(F)	1,976,125	1,902,035	2,544,262	2,096,686	1,930,897	1,787,185	1,763,066	1,688,608	1,600,871	1,884,583
資本的収入額が資本的 支出額に 不足する額(E)-(F)	△ 692,933	△ 714,364	△ 749,803	△ 963,589	△ 1,043,033	△ 999,936	△ 959,478	△ 1,059,341	△ 1,048,569	△ 1,085,605	
繰 り 下 り 財 源	損益勘定留保資 利益剰余金処分	581,772	462,416	556,302	718,357	839,395	827,100	912,126	953,159	958,320	994,063
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(G)	111,161	251,948	193,501	245,232	203,638	172,836	47,352	106,182	90,249	91,542
内部留保資金残高	692,933	714,364	749,803	963,589	1,043,033	999,936	959,478	1,059,341	1,048,569	1,085,605	
使用料見直し案	1,280,381	1,441,063	1,609,042	1,643,287	1,619,144	1,518,802	1,613,562	1,609,122	1,623,523	1,631,878	
使用料見直し案									1,619,863	1,626,321	

7. 経営状況の見通し

(2) 経費回収率

現状の下水道使用料で徴収した場合の経費回収率は100%を下回る状況が続くこととなります。



※経費回収率

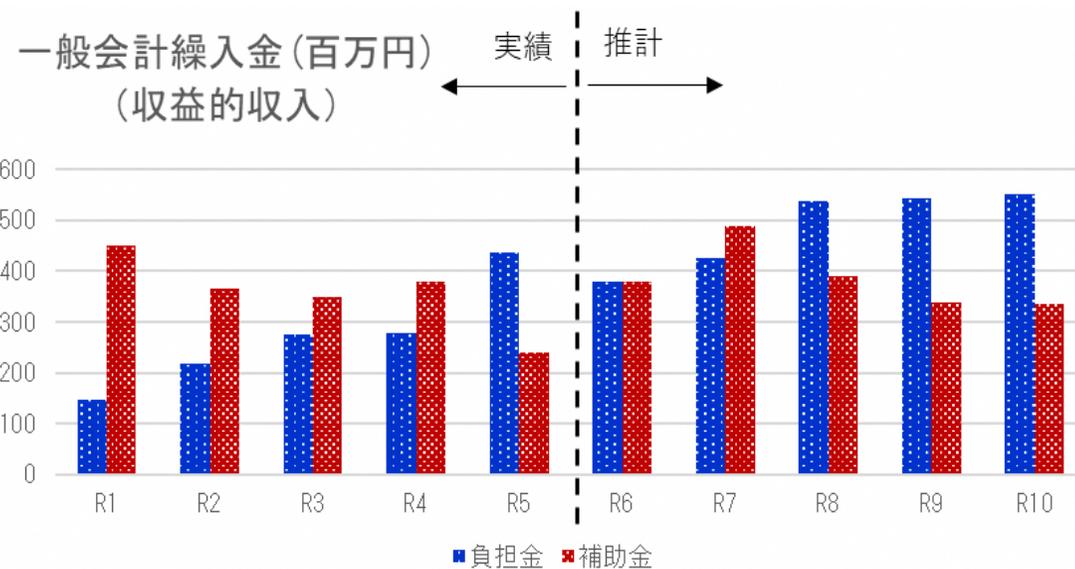
= (下水道使用料) ÷ (汚水処理費)

下水道使用料、汚水処理費、経費回収率の推移予測

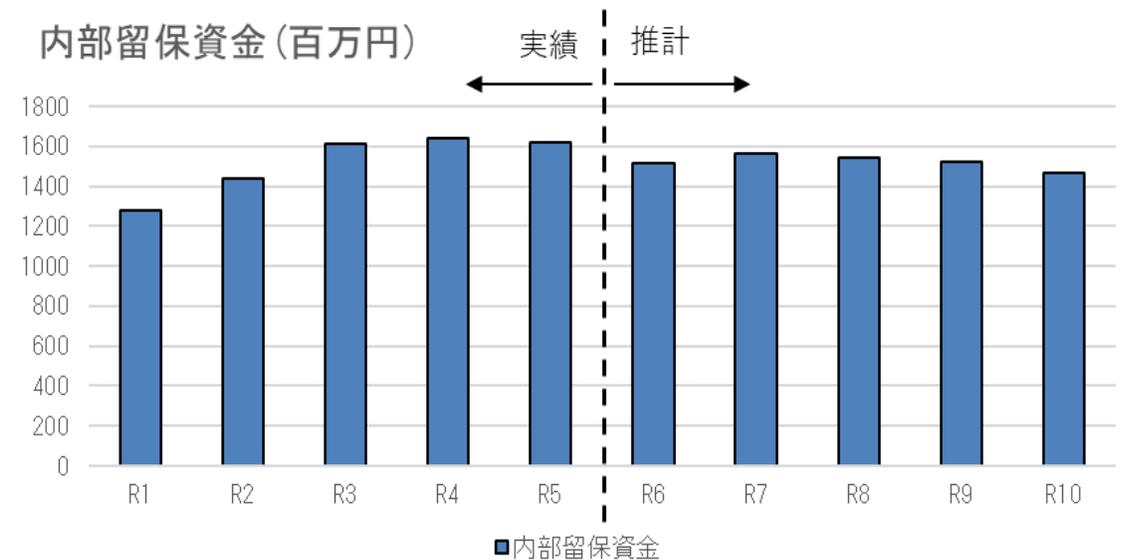
7. 経営状況の見通し

(3) 一般会計負担金・補助金、内部留保資金

- ① 一般会計負担金は浸水対策の拡充から増加する見込みです。
- ② 経費回収率が100%以下であるため、一般会計補助金の繰入が不可欠な状況が続きます。



一般会計負担金、一般会計補助金の推移

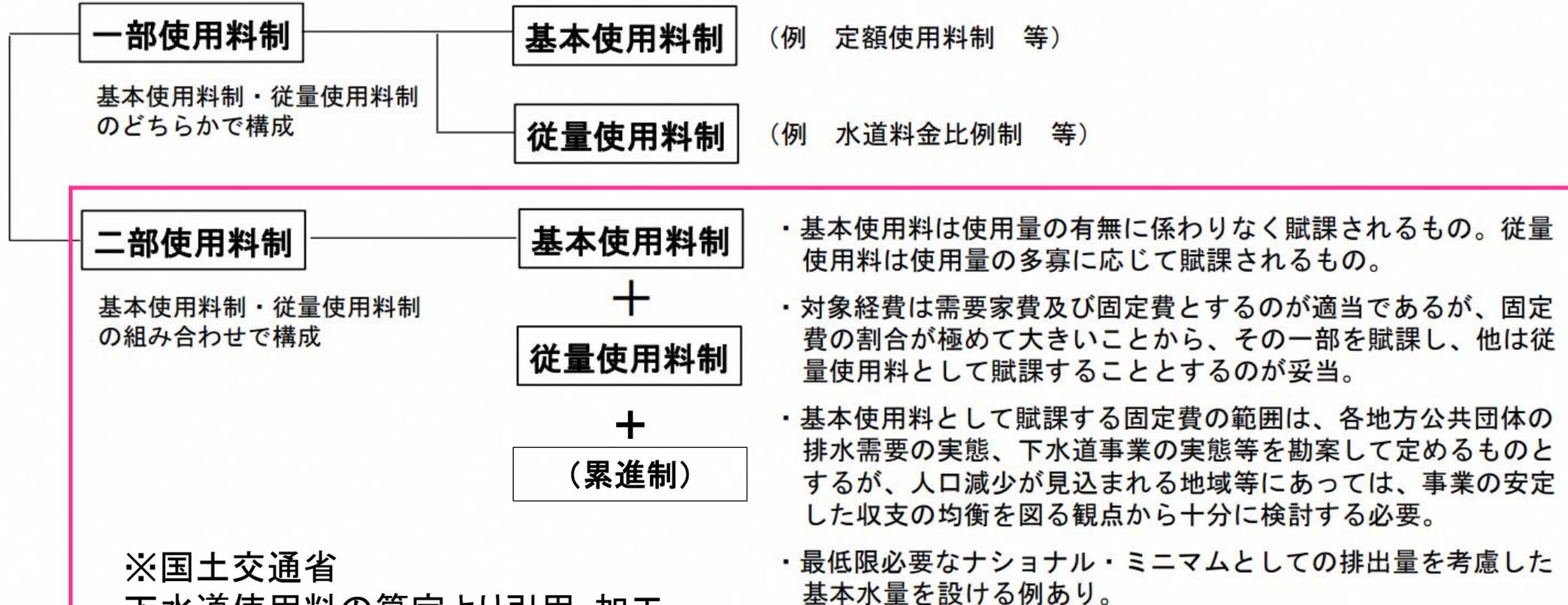


内部留保の推移

8. 下水道使用料の仕組み

(1) 使用料体系の種類

下水道使用料には、以下の使用料体系があります。
本市下水道使用料は、二部使用料制となっており、基本使用料と従量使用料で構成されています。



※国土交通省
下水道使用料の算定より引用・加工

8. 下水道使用料の仕組み

(2) 鴻巣市の使用料体系

本市の下水道使用料は、二部使用料制を採用し、

基本使用料と**従量使用料（超過使用料）**に分類されます。

2か月分・税抜き

水量区分		下水道使用料
基本使用料（0から16立方メートルまで）		1,440円
基本使用料 超過分 （1立方メートル当り）	16を超え60まで	115円
	60を超え100まで	120円
	100を超え200まで	125円
	200を超え400まで	135円
	400を超え1000まで	145円
	1000を超え2000まで	155円
	2000を超える分	165円

9. 鴻巣市の使用料改定の推移

昭和56年の供用開始以来、消費税によるもの以外では、2回の使用料改定を実施しました。

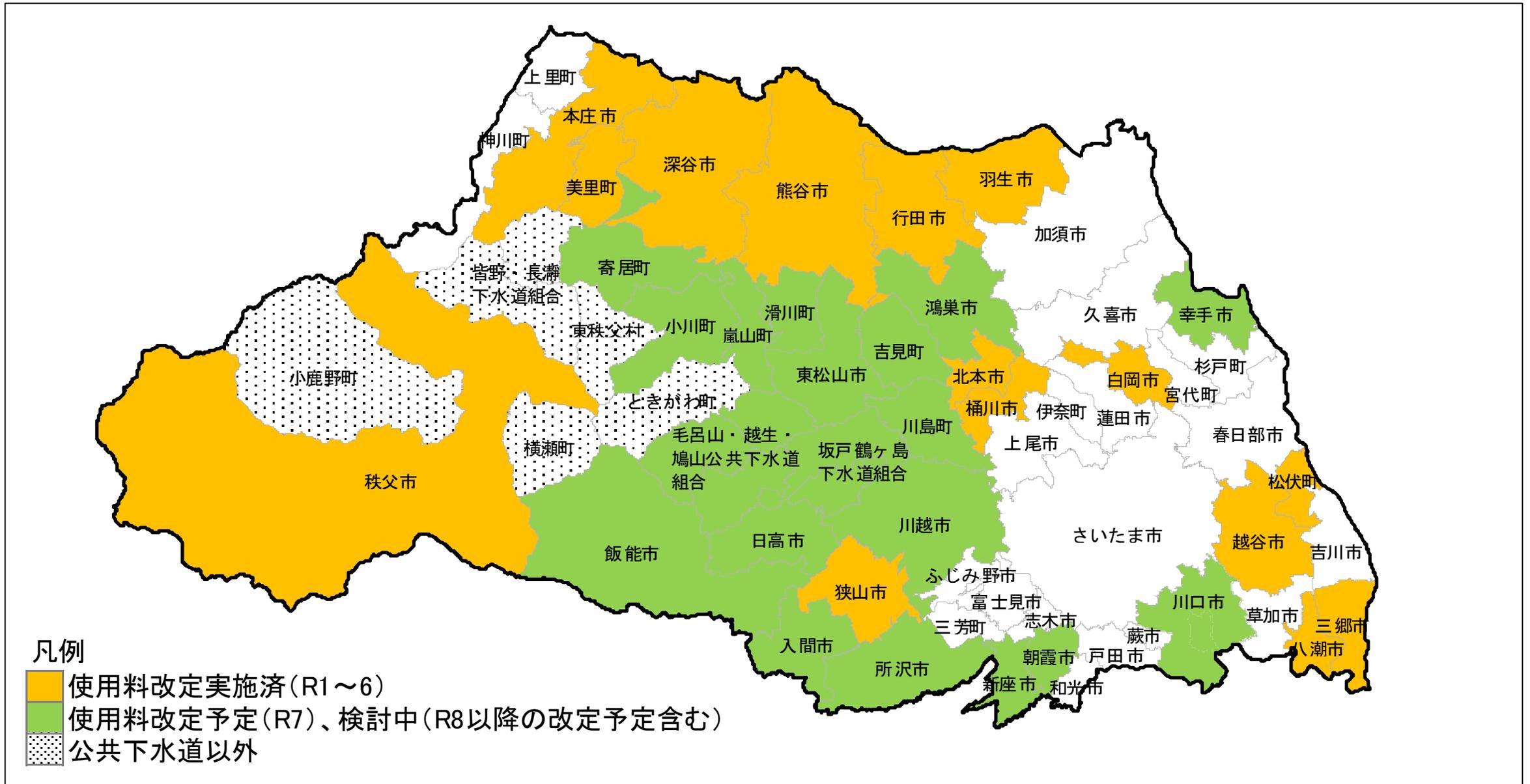
- 平成17年3月：約22%の改定
- 平成20年3月：1市2町の合併に伴う使用料の統合・再編による約12%の改定

10. 使用料改定の状況

県内54事業者のうち、令和元年度から令和6年度までに料金改定を行った自治体は、18事業者※（33.3%）です。 ※段階的な改定を行っている団体含む

改定年度	団体数	事業者
令和元年度	2	本庄市、狭山市
令和2年度	3	秩父市、深谷市、三郷市
令和3年度	1	越谷市
令和4年度	3	羽生市、白岡市、美里町
令和5年度	1	熊谷市
令和6年度	8	行田市、本庄市、桶川市、北本市、八潮市、白岡市、美里町、松伏町
令和7年度	6	飯能市、新座市、日高市、川島町、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
令和8年度以降 (検討中含む)	13	川越市、川口市、所沢市、東松山市、 鴻巣市 、入間市、朝霞市、幸手市、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町、吉見町

10. 使用料改定の状況



次回 第2回鴻巣市上下水道事業運営審議会

予定 令和7年8月8日（金）
午前10:00～

- 内容
- ・鴻巣市公共下水道事業の現状と課題
 - ・めざすべき使用料水準について
 - ・目標の達成方法について

